



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 1 7 号 令和 4 年 1 1 月 8 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
6 4 0	土地改良区の役員の退任及び就任について 届出があった件	農山漁村振興課
6 4 1	保安林予定森林に関する通知を受けた件	森林整備課
6 4 2	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課

徳島県告示第六百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十一月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

長生南部土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	鶴羽好男	鶴羽好男	阿南市長生町南川四二
同	清水敏廣		同 明谷中沢一九
同	岡久正樹	岡久正樹	同 北浦四三一一
同	神元重治		同 七五
同	岩橋義一	岩橋義一	同 岩ノ下九〇
同	久積博文	久積博文	同 六〇一二
同	岡久英弘	岡久英弘	同 段三二
同	岡久秀信	岡久秀信	同 下小原四四
同	飯田和義	飯田和義	同 西山二三八
同	天羽日美		小松島市大林町字岩戸一九一二三
同	飯田忠志		阿南市長生町西山一九八―三
同	岡久正和	岡久正和	同 一一一
同		清水茂美	同 明谷中沢一一五
同		奥田國夫	同 角ノ谷一二一
同		神元益男	同 明谷中沢八七―二
同		岡久清美	同 西山二〇二―二
監 事	澤和憲		同 明谷中沢一二三―二
同	久積和仁		同 北浦六九―一
同	藤本富士男		同 山地三三
同		久積武信	同 北浦六九―二
同		田村喜彦	同 山地五
同		蔭野英實	同 租ヶ谷七―二

徳島県告示第六百四十一号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和四年十一月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

阿南市細野町長手六一の一、六一の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び阿南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第六百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和四年十一月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称		開発許可を受けた者	
住	所	氏	名
鳴門市大麻町板東字大林七一番一及び七四番の各一部	鳴門市大麻町板東字大林六二番地の六	株式会社西和ハウジング	
小松島市田野町字平田八七番一	小松島市田野町字月ノ輪九七番地の一 クレセント 二〇三号室	栗尾 岬	
吉野川市鴨島町内原字西張四六七番一、四六七番五から四六七番八まで、四六八番一、四六八番二及び四六八番五	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 第一福岡ビルS館四階	株式会社コスモス薬品	
同 西麻植字絵馬堂六八番五、六八番一九、六九番及び七〇番一並びに六七番一の一部	東京都千代田区二番町八番地八	株式会社セブニーイレブン・ジャパン	
同 飯尾字堀り二七六番一、二七六番三、二七七番一、二八四番一並びに二七四番一及び二八〇番一の各一部	吉野川市鴨島町上下島四九三番地九	株式会社南北	
板野郡松茂町中喜来字稲本一一四番一、一四番三、一一七番四及び一一七番六	勝浦郡勝浦町大字三溪字平山四五番地	有限会社三溪商事	
同 北島町中村字長池三番一、四番一、六番二及び七番二	板野郡北島町江尻字妙蛇池三三番地一	株式会社渡辺不動産	
同 高房字百川田一五番三	同 高房字百川田一八番地	板東 祐見江	
	同 藍住町乙瀬字出来地三三番地一〇	板東 拓也	
同 北村字三町地七番一、八番一	京都市山科区東野中井ノ	株式会社新学社	

、九番一、一〇番一、一一番一、一二番一、一三番一、一四番一、一五番一、五四番一、五四番六、五五番及び五六番一から五六番三まで並びに五五番及び五六番一から五六番三までの各地先町有地

上町二番地の三九